

「三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」発出について」

三重県において、新型コロナウイルス感染症における重症者が急増し、人員・設備など医療に負担がかかっていることから、三重県緊急警戒宣言が発出されました。

今回の緊急警戒宣言の期間は4月20日から5月5日までです。

なお、現状事業者への「時短要請」は行われておりませんが、知事より下記の取組について発表されております。

- ・飲食店等の見回りの実施（4月中に開始）
- ・飲食店等の認証制度を創設（5月中に取組開始）
- ・アドバイザー派遣、対策の取組支援（5月中にも実施）

●事業者への要請内容

- ・食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。併せて、体調不良の場合に直ちに帰宅させ、受診を勧めるなど従業員の健康管理や、事務所や工場のみではなく食堂や休憩所、喫煙室なども含めた感染防止対策を徹底してください。
- ・飲食店においては、これまでも感染防止対策を徹底していただいているところですが、改めて、感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。
- ・特にカラオケ等の歌唱を伴う飲食店や接待を伴う飲食店については、これまでもクラスターが発生しており、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。
- ・飲食店やイベントにおいては、可能な限り利用者の連絡先の把握や「安心みえる LINE」の活用促進をお願いします。
- ・外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
- ・感染が特に拡大している地域との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。
- ・ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、可能な限り出勤者の5割削減に取り組んでください。

- ・イベントを主催される方におかれましては、ゴールデンウィーク期間中も含め、参加人数の制限や入場整理など「三重県指針」ver.10 における開催基準の遵守や感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・大規模小売店や商業施設において、ゴールデンウィーク期間中に集客イベントを実施する場合は、人数制限等、感染防止対策の徹底をお願いします。

●参考資料

- ・三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」テキスト
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000950092.pdf>
- ・三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」説明資料
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000949935.pdf>
- ・「三重県指針」ver.10
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000947317.pdf>